

四輪以上及び三輪の軽自動車の軽課税率

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに最初の初度検査を受けた三輪及び四輪以上の軽自動車（新車に限る）で、下表の要件を満たすものは新規登録された翌年度（令和7年度課税分）に限り税率が軽減（「軽課」）されます。

●軽課対象車の要件と特例措置の内容

軽減割合	区分	対象車及び要件	
概ね75%軽減	乗用	・電気軽自動車 ・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス規制窒素酸化物10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合）	
	貨物		
概ね50%軽減	乗用（営業用）	令和12年度燃費基準90パーセント達成かつ令和2年度基準達成	・ガソリン車 ・ハイブリッド車 （平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車（★★★）に限る）
概ね25%軽減	乗用（営業用）	令和12年度燃費基準70パーセント達成かつ令和2年度基準達成	

※ 各燃費基準の達成状況は車検証の備考欄に記載されております。

●軽課税率の具体例

軽自動車の種別			★概ね75%軽減	★概ね50%軽減	★概ね25%軽減
軽三輪			1,000円	2,000円 （乗用営業用のみ）	3,000円 （乗用営業用のみ）
軽四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3500円	5,200円
		自家用	2,700円	適用なし	適用なし
	貨物	営業用	1,000円	適用なし	適用なし
		自家用	1,300円	適用なし	適用なし